

知的障害者グループハウジングの居住水準向上に関する研究

— 北欧の事例研究を通して —

主査 鈴木 義弘 *¹

委員 本間 敏行 *²

北欧 4 ヶ国の知的障害者グループハウジングを対象に、平面計画上の特徴と面積水準の規定要因を明らかにし、加えて、国別の違いが大きく認められる居住者の住生活の状況について、空間的条件とスタッフによるケアとの関わりを含めて分析・考察をおこなった。個の領域確保とノーマルな生活の実現が重視されて具現化された事例は、これまで僅少であった貴重な情報の蓄積となり、また、そこから読み取れる計画理念は、現時点における先進的な到達点を示唆するものとなった。最後に、わが国のグループハウジング整備の課題について言及を加えた。

キーワード：1) 知的障害、2) グループホーム、3) グループハウジング、4) 北欧、5) 住居形式、

6) 面積水準、7) 居住水準、8) ノーマライゼーション、9) 福祉環境

A STUDY ON THE IMPROVEMENT OF LIVING CONDITION IN GROUP HOUSING FOR THE INTELLECTUAL DISABLED

— At The View From Studies in Nordic Countries —

Ch. Yoshihiro Suzuki

Mem. Toshiyuki Homma

This study shows the planning principles and the factors to define the standard of square on group-housing for the intellectual disabled in four Nordic countries, furthermore the analysis and consideration about actual situations of residents at the view from spatial conditions and care system in each countries. Through these data we clarified the planning theory to realize private space for normal living, could find important examples and progressive results. Finally we made reference on the problems for arrangements of living conditions at the group-housing in Japan in near future.

1. 研究概要

1.1 研究の背景と目的

1.1.1 わが国の状況

グループホームという居住形態が大いに注目されて久しい。近年一般には 1997 年度に補助制度が創設された痴呆性高齢者向けをさす場合が多くなったが、知的障害者に対する国庫補助制度は、その 8 年前の 1989 年にさかのぼり、現在、厚生労働省認可施設と地方自治体補助の事例を加えて、3000 ヶ所を越える状況である。一方で入所施設には現在約 13 万人が居住しており、依然増加しているが、先般表明された宮城県の「施設解体」の方針、さらに 2003 年度からの「新障害者プラン」における入所施設整備数値目標撤廃で、益々グループホームに求められる役割は多大となる。

しかしながら、その住居水準の低さへの認識は希薄で、

計画理念の改善が急務であることを強調したい。わが国の知的障害者のグループホームは、居住者（4～7名）の各居室が確保可能な規模・構造を持つ戸建住宅の賃借・買い上げあるいは同水準の新規建設が一般的である。すなわち、標準的家庭を想定して建設された住宅が利用されている。一般住宅における個室は、家族成員の主として就寝を担う居室である。障害を持ち、生活支援が必要とはいえども、居住者は成人の男女である。その問題点を列記する以下の通りである。

1) 疑似家族的な住生活が強いられる点

居住者が必ずしも疑似家族的な共同生活を求めているとは限らない。グループ・リビングの形態が、標準的家庭の平面構成と同一であるとはいえない。

2) 自立生活を阻害する居室水準

各居室は 4.5～6 畳程度に押入のあるものが一般的であ

*¹ 大分大学 助教授

*² 国立宮城工業高等専門学校 教授

る。この広さは、せいぜい就寝と衣料および若干の私有物を収納するだけにとどまるものであり、当然ながら食事や便所・浴室その他の諸設備は共用である。この形式は、いわば、「下宿屋」で、可能な限り自立的な生活を促し、かつ、プライバシーを保障すべき住居水準としては極めて不十分であると考えられる。

3) 重度障害者へのケアが困難な設備条件

戸建住宅に準じた平面構成は、重度者に必要な面積・設備水準を満たすことはできず、スタッフによるケアも困難な条件である。

これらは、制度創設時にその普及が意図され、開設の容易性が考慮されたことに起因するとも考えられるが、それから既に15年余りが経過しているにもかかわらず、改善の声を聞くことは稀である。複数人室での施設入所生活から、地域生活へ移行し、個室を取得できた居住者は、この点だけでも評価できると楽観視されているとも考えられる。いずれにしても、改善型計画理念の早急な提示のためにも、その範を求める必要がある。

なお、表題にも示したように、これ以降の論述にあたっては、グループホームという用語に代えて、グループハウジングを用いることとしたい。前者は、福祉的生活支援の意味合いが極めて強く、数名がグループとなり「家庭的な」居住環境を形成するという特別な条件を想起させるためである^{注1)}。

1.1.2 北欧のグループハウジング

北欧においても、建築計画的な観点での資料は乏しいが、空間類型に関する指摘と概要が認められる^{※1)}。これによると、以下の3段階に区分して捉えられている。

1) 「従来型（イナック型）」：居住者は個室を持つが、居間・台所・浴室などは共用のタイプ。スウェーデン語のイナック Inackorderinghem は、まさに「まかないつき下宿」の意である。

2) 「改良型（レーゲンハイト型）」：各居住者専用の居間・台所・浴室などのある独立住戸タイプ。レーゲンハイト LGH=Lägenhet は、アパートの意。

3) 「自立生活型アパート」：居住者2居室が確保された住戸（＝アパート）をもち、加えて、居住者共用の居間・台所・浴室・トイレなどが設けられているタイプ

例えば、スウェーデンでは1967年の制度創始期には、「従来型（イナック型）」にとどまっていたが、現在、ノルウェーを含めて、約2/3が、「改良型」であることが報告されている。また、残る「従来型」も、「改良型」へ移行させる旨の行政指導が行われている。

わが国はようやく「従来型」を建設している段階である。北欧の知的障害者に関するこれ以外の文献資料は、社会福祉系研究者、ソーシャルワーカーによる理念や政策面などに論点がおかれたものが中心であり、高齢者関係の諸施設に比べ、建築的な情報が圧倒的に不足して

いるといわざるを得ない。

1.1.3 研究の目的

以上から、本研究は下記の諸点を目的に実施する。

- 1) 決定的に不足している北欧の知的障害者グループハウジング事例の採取・データの蓄積
- 2) それらの住空間および住生活に関する分析・考察と国別の比較による特徴の把握
- 3) わが国との比較考察および水準向上の指標提示
- 4) 長期的には、障害種別を越え、さらに高齢者居住を含めた集合居住のための良好な住宅ストック形成の一助となる知見獲得

1.2 研究の方法と調査対象の選定

研究対象は、2002年9月から翌2003年3月にかけての3度の渡航調査によって訪問し、プランおよび家具レイアウト採取・図面入手・ケアスタッフや居住者へのインタビュー調査を実施したノルウェー、スウェーデン、デンマークおよびフィンランドの北欧4ヶ国の事例である（図1—1）（表1—1）。

事例選定には、各国の特定の都市に集中せぬよう配慮し、各地の大学研究者や障害者組織、行政関係者などのキーパーソンに依頼したものである。従って、行政単位（コミューン）では19地区におよんでいる。

1.3 居住者数および居住ユニットの特徴

1.3.1 性別と年齢

対象住居の居住者は297名で、性別は男性162名、女性119名^{注2)}と、4:3の比率でやや男性が多いが、基本的に男女混合が前提である。

このうち、フィンランドは男女比がほぼ2:1で、男性のみ5名<fi-04>のGHも存在する。さらに、居住ユニットの大きなGH<fi-05><fi-09>においても男性入居が高く、その一方で、Finnakoti（女性の家）と呼称され、意識的に女性4名のユニットを形成している例<fi-05-b>も

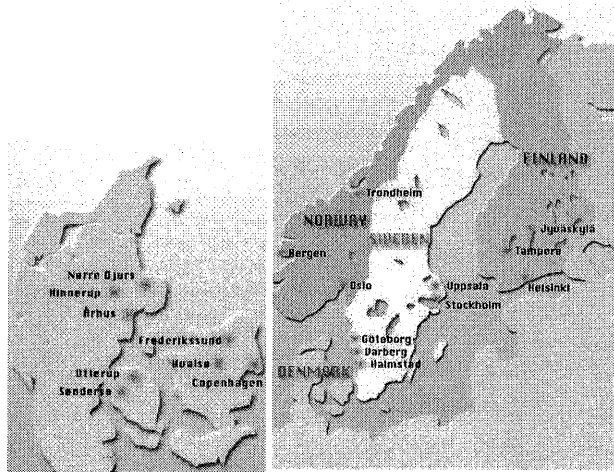


図1—1 調査対象グループ・ハウジングの所在地

みられる^{注3)}。これら3例は、親の会による運営であり、性的トラブルに慎重であることが一因のようだが、他の3ヶ国における居住者の男女比に大きな偏りは認められない。デンマークとノルウェーで男性のみの事例が存在するが、あえて男女混合にする意思もみられない。むしろ混合には積極的で、居住者のなかの3組が婚約したカップルで、うち2組<sw-02><dk-06>はそれぞれの住戸に居住しながら近接しており、他の1組<dk-11>は、同居生活9年めであった。また、スウェーデン・イエテボリでは、カップル専用住居(61㎡/戸)の建設中である。

1.3.2 人数構成と居住ユニットの特徴

居住者総数では、2ヶ国で10名を超える事例が計8例

存在するが、デンマーク3事例はいずれも5~8名単位の居住ユニット毎の別棟に分けられているのに対し、フィンランドは同棟を平面的に区分してユニットを構成する2事例と、居住ユニット概念が確認できない多人数構成の3事例に大別された。しかし、ノーマライゼーション発祥の国デンマークでのインタビューにおいて、望ましい人数は24~32名程度ではないか(もちろん、8名3~4ユニットを想定しているもの)という意見が聞かれたことは、経済的な負担が大きく、ケアスタッフの効率性を考慮した合理性重視の見解もあった。居住ユニットでみると、5名ユニットが最も一般的で、スウェーデンではすべての事例が4~6名の範囲にとどめられており、

表1-1 調査対象グループ・ハウジングの基本項目

基本事項						グループハウジングの概要															入居者・スタッフ人数（人）					
国名	コミュニン	呼 称	コード	設立年	ユニット数	建築概要				住居形式				住戸アクセス形式					入居者数				スタッフ			
						棟数	形態	構造	立地	室数	階数	I	II	III	IV	i	ii	iii	iv	v	総数	人数	男性	女性	人数	夜勤
Norway	Trondheim	Skjetnehaugen	no-01	1996	1	1	戸建	木造	住宅	2	-1+1										5	5	1	4	8	1
		Neptunveien	no-02	1996	1	1	戸建	木造	住宅	2	-1+1										4	4	1	3	8.5	1
		Havsteintunet	no-03	1992	1	1	集合	木造	住宅	2	-1+2										4	4	1	3	7	1
	Bergen	Skivebakken bofellesskap	no-04	1996	1	1	集合	木造	市街	2	4										6	6	6	0	4.5	1
		Hatteveien bofellesskap	no-05	1996	1	1	戸建	木造	住宅	2	2										5	5	5	0	7	2
		Svartediksveien Boliger	no-06	1992	1	1	戸建	木造	住宅	27	3										7	7	4	3	5.1	1
		Sandviksveien befellesskap	no-07	2002	1	1	集合	R C	住宅	1	3/3										7	7	4	3	5.5	1
	Lysehagan	no-08	1999	1	1	戸建	木造	住宅	2	-1+2										4	4	3	1	10.5	2	
Oslo	Blokkaveien	no-09	1993	1	1	戸建	木造	住宅	2	2										5	5	2	3	9.8	1	
9住居	3	—	9	—	9	9	—	—	—	—	—	0	0	5	4	0	0	1	4	4	47	47	27	20	57	11
Sweden	Halmstad	Timmermansgatan23	sw-01-a sw-01-b	1991	1	1	集合	木造	市街	2 2	2										6	5 1	3 1	2 0	8	2
		Timmermansgatan22	sw-02	2001	1	1	集合	RC	市街	2	4										5	5	2	3		
	Göteborg	Skogsbrynet	sw-03	2000	1	1	長屋	煉瓦	郊外	1	1										6	6	4	2	10	1
		Blå Staden	sw-04-a sw-04-b	1999	1	1	集合	SRC	郊外	1 1(2)	1/8										5	2 3	3 0	0 2	9	1
	Varberg	Skällinge	sw-05	1999	1	1	戸建	木造	農村	2	2										5	5	3	2	6	1
		Stormsvalan	sw-06	1985	1	1	戸建	木造	住宅	2	1										5	5	2	3	9	1
	Uppsala	Stenbergsvägen 225	sw-07-a sw-07-b	1992	1	1	集合	RC	住宅	2 2	1/6 2/6										5	3 2	3	2	6	1
		Stockholm	Nortullsgatan 12A Hagagatan 17A	sw-08 sw-09	1999 1982	1 1	1 1	集合 集合	RC RC	市街 市街	2 1(2)	4/6 2/6									6 4	6 4			7 6	1 1
9住居	5	—	12	—	9	9	—	—	—	—	—	1	0	6	5	0	3	1	3	5	47	47	23	18	61	9
Denmark	Hvalsø	Søholm	dk-01	1999	1	2	長屋	煉瓦	農村	2	1										5	5	5	0	7	0
	Nørre Djurs	Ørum Djurs	dk-02	1997	1	2	戸建	煉瓦	農村	2	1										6	6	4	2	8	0
	Århus	Majvænget	dk-03-1 dk-03-2	1992	2	2	戸建	煉瓦	郊外	2 2	1 1										15	7 8	8	7	14	1
		Hinnerup	Hindhøj	dk-04	1998	1	2	戸建	煉瓦	農村	2	1									9	9	4	5	11	1
	Otterup	Stadionvej 14.16	dk-05-1 dk-05-2	1995	2	2	戸建	煉瓦	郊外	2 2	1 1										10	6 4	3 3	3 1	2 4	0 0
		Søndersø	Edelkær 30-40	dk-06	1998	1	1	戸建	煉瓦	郊外	2	1									6	6	3	3	4	0
	Frederikssund	Rosenfeldt 1-4	dk-07-1 dk-07-2 dk-07-3	2001	3	3	戸建	煉瓦	郊外	2 2 2	1 1 1										17	7 5 5	3 2 3	4 1 3	20	1
		Linde Allé 8	dk-08	1999	1	1	戸建	煉瓦	郊外	2	1										5	5	2	3	5	1
		Ove Billesvej 12	dk-09	1991	1	1	戸建	煉瓦	市街	1	2										5	5	2	3	2	0
	Copenhagen	Lundedammen 4	dk-10	1999	1	1	戸建	煉瓦	住宅	2	1										5	5	3	2	4	0
		Borghaven 31	dk-11	1986	1	1	戸建	煉瓦	住宅	1	-1+2										4	4	1	3	2	0
11住居	8	—	15	—	15	18	—	—	—	—	—	1	1	12	1	3	9	1	1	1	87	87	44	43	83	4
Finland	Helsinki	Elias and Kotikatonen	fi-01	1997	1	1	戸建	木造	郊外	1	-1+2										5	5	4	1	4	0
		Ei Mainokusia	fi-02		1	1	戸建	煉瓦	郊外	1	-1+1										9	9	7	2	9	1
		Vattuniemen pienryhmäkoti	fi-03	2001	1	1	集合	RC	市街	1	2/6										9	9	7	2	9	0
		Ruoholan asuntola	fi-04	1995	1	1	集合	RC	市街	1	3/4										5	5	5	0	2	0
	Tampere	Tampereen Kehitysvammaisten Tuki	fi-05-a fi-05-b	1992	1	2	戸建	木造	住宅	2 1	-1+2 -1+2										17	16 1	14 0	2 1	3	0
		Puistokoti Fannikoti	fi-06-1 fi-06-2	1998	2	1	集合	RC	市街	1 1	2/6										18	14 4	11 0	3 4	4	0
		Rantaratikoti	fi-07-1 fi-07-2	2000	2	1	戸建	煉瓦	住宅	1 1	1										14	7 7	6	8	8	1
		Jyväskylä	Kotikartano (Estate home)	fi-08-1 fi-08-2 fi-08-3	1996	3	1	戸建	煉瓦	住宅	1 1 1	1										13	5 4 4	7	6	12
	Kehitysvammaisten Palvelusäätyö		fi-09	1993	1	1	戸建	RC	住宅	2	3										22	22	15	7	15	1
	Aittokoti	fi-10	1995	1	1	集合	RC	住宅	1	1/4											4	4	2	2	2	0
10住居	3	—	15	—	14	11	—	—	—	—	—	5	6	4	0	6	3	2	4	0	116	116	78	38	68	4
計39住居	19	—	51	—	47	47	—	—	—	—	—	7	7	29	10	9	15	5	12	10	297	297	162	119	283	28

全体でも約 3/4 を占めている (図 1-2)。

従って、対象住居は 39 例、居住ユニットでは 47 ユニット、平面構成別では 51 タイプが考察対象である^{注4)}。

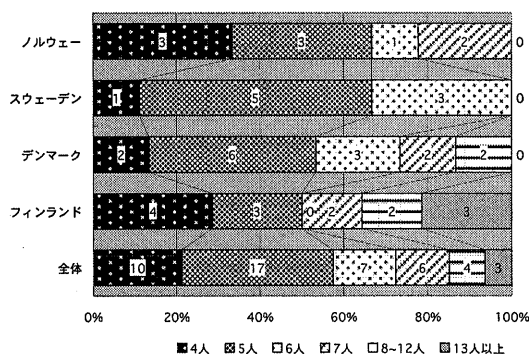


図 1-2 居住ユニットの人数構成

1.3.3 スタッフ支援体制

居住者のケアにあたるスタッフについても、数および勤務体制の上で、各国では異なった特徴がある。

スタッフ数は、ノルウェーとスウェーデンが突出しており、居住者ひとりにそれぞれ 1.2 名と 1.3 名のスタッフが確保されている。この数値は、両国で併用されているパートタイムの時間を、フルタイムに換算したものであり、延べ人数では、これを大幅に上回るワーカーが、居住者と接していることになる。また、両国ともすべてに夜勤者が常駐している。

フィンランドでは、居住者数が大幅に上回り、ひとり当たりスタッフ 0.6 名である。数値の上で中間的なデンマークでは、居住者とスタッフがほぼ同数で、この水準でも濃密な支援体制であると評価できるが、この 2 ヶ国で夜勤が実施されているのは、それぞれ 4 例ずつにとどまるのが共通点である (表 1-2)。

表 1-2 ケアスタッフ数 (人)

	ノルウェー	スウェーデン	デンマーク	フィンランド
平均居住者数	5.2	5.2	7.9	11.6
平均スタッフ数	6.4	6.7	7.6	6.8
一人当たりのスタッフ数	1.2	1.3	0.9	0.6

2. グループハウジングの立地・住居形式・平面構成

まず、対象住居の建物形態の特徴について考察を行った。4 ヶ国における相違点の解明が主眼ではないが、各国の特徴が浮かび上がる。

2.1 立地と建物形態

住居の立地を、「市街地中心部」「市街地の住宅地」「郊外の住宅地」「住宅のすくない農村部」に大別し、戸建て住宅か集合住宅かを合わせて概括すると、スウェーデンでは、集合住宅利用が過半を占めた。利便性を享受するために市街地生活を希望する居住者に合わせて立地を選定している点とその要因である。フィンランドでも、市街地中心部で集合住宅利用、郊外部では住宅地におけ

る戸建て住宅利用の傾向である。ノルウェーは、立地との相関は認められないが、戸建てと集合住宅が相半ばしている。これに対して、デンマークでの集合住宅利用は認められない。立地も市街地立地が少なく郊外型を志向しており、地方都市においても例外ではない。

2.2 住居形式による類型とその特徴

2.2.1 住居形式類型の概念規定

GH は、一般に下記の室空間によって構成されている。

- ・居住者の個人的領域：Private space
＝住戸 (あるいは、居室)
- ・共用領域：Common space (「コモン」と総称する)
 - a. 居住者の共用滞在空間＝共用居間・食事室・厨房
 - b. 居住者の共同利用設備＝洗濯室・倉庫
 - c. ケアスタッフのための諸室＝事務室・宿泊室など

前述の既往研究を参照しながら、室空間の確保のされ方によって、住居形式を下記に示す定義に従って 4 タイプに類型化した^{注5)} (図 2-1)。

< I : シェアード・ハウジング (イナック型) > (Shared housing Inackorderingshem Type) : 一住戸に複数が居住し、居住者の個人的領域は居室のみで設備等は共有する形式

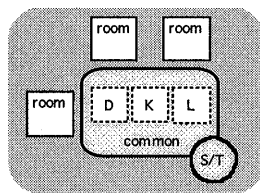
< II : シェアード・ハウジング (設備付加型) > (Shared housing with sanitary) : 居室に衛生設備が付加された形式

< III : コレクティブ・ハウジング Collective housing > : キッチンと衛生設備を備えた複数の住戸と、共用領域によって構成された住居形式

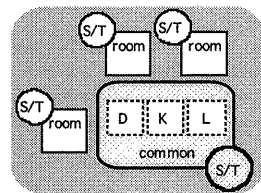
< IV : コーポラティブ・ハウジング Co-operative housing > : 単独アクセス型の独立した住戸と、共用の空間によって構成された住居形式

すなわち、住居である GH の個人的領域は、< I > と < II > の場合「居室」、< III > と < IV > の場合「住戸」と呼称することになる。

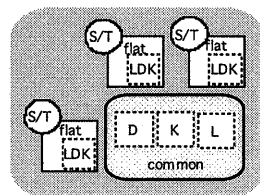
I シェアードハウジング型
<イナック型>



II シェアードハウジング型
<設備付加型>



III コレクティブ ハウジング型



IV コーポラティブ ハウジング型

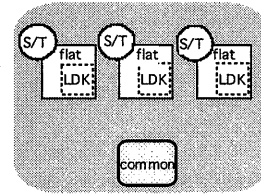


図 2-1 住居形式の類型

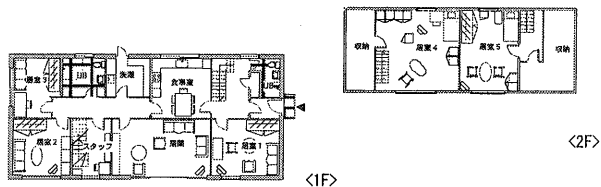


図2-2 <I>タイプの事例：dk-09 scale : 1/500

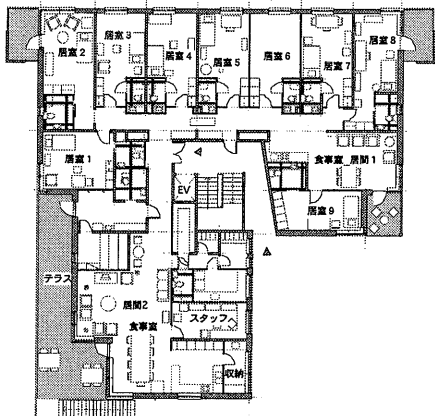


図2-3 <II>タイプの事例：fi-03 scale : 1/500

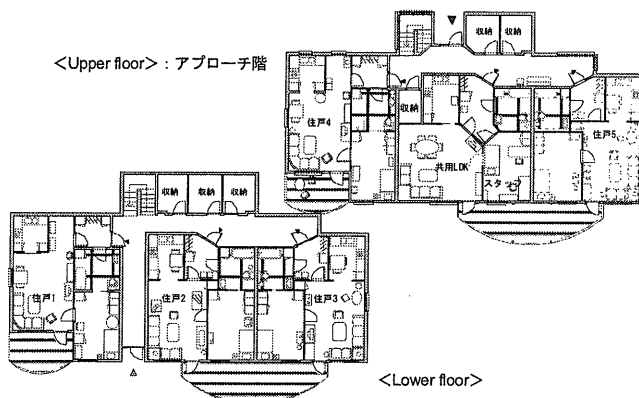


図2-4 <III>タイプの事例：no-05 scale : 1/500

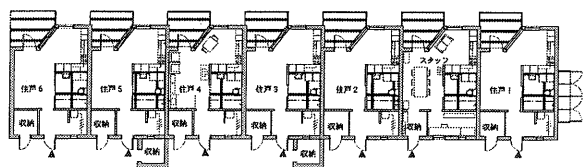


図2-5 <IV>タイプの事例：sw-03 scale : 1/600

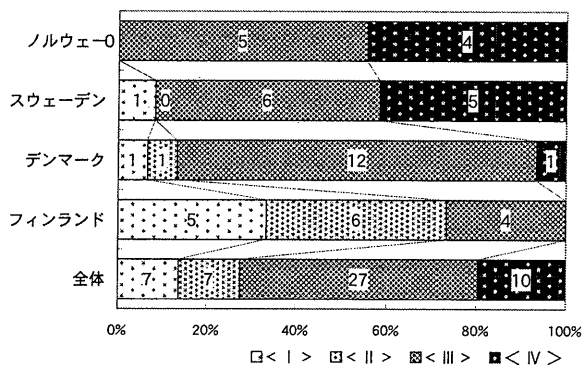


図2-6 住居形式の特徴

2.2.2 対象国の特徴

この類型でみると、<III>タイプが過半(52.9%)を占め、<IV>タイプを加えると7割を超える(72.5%)。このうちスウェーデンとノルウェーは、<III>と<IV>タイプが相半ばするが、デンマークは概ね<III>に収束する一方で、わが国と酷似する<I>タイプも皆無ではない^{注6)}。フィンランドでは、<I>~<III>タイプが混在し、設立年との相関も少ない。すなわち、運営主体の考え方に依拠する段階である(図2-6)。

2.3 住居の平面構成

2.3.1 住戸(居室)へのアクセスの形式

1) 住戸アクセス形式類型化の概念規定

共用領域(コモン)と各住戸(居室)の位置関係は、住生活像に関連深い指標であり、これも5タイプに区分した。共同生活志向の隣接型(<i>)か住戸の独立性重視の分離型(<iii>~<v>)かである。<ii>はそれらの混在型である(図2-7)。

<i> : 共用空間アクセス型> : 共用領域(コモン)と住戸(居室)が隣接しており、外部からのエントランスもコモンに設けられているタイプ。

<ii> : 共用・住戸混在アクセス型> : 各住戸(居室)がコモンに隣接する<i>と、廊下を経由してアクセスする<iii>が混在しているタイプ。

<iii> : 共用廊下アクセス型> : エントランスからコモン、廊下を経由して住戸(居室)にアクセスするタイプ

<iv> : 中間的空間アクセス型> : コモンと住戸(居室)の間にエントランスをもつタイプ。

<v> : 住戸独立アクセス型> : コモンと住戸(居室)それぞれにエントランスをもつタイプ。

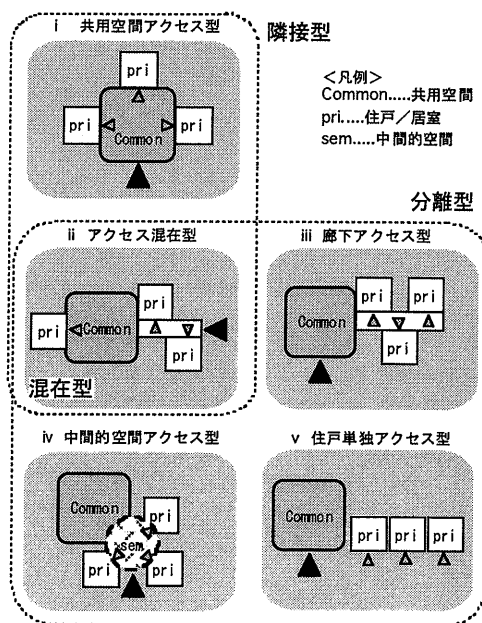


図2-7 住戸アクセス形式の類型

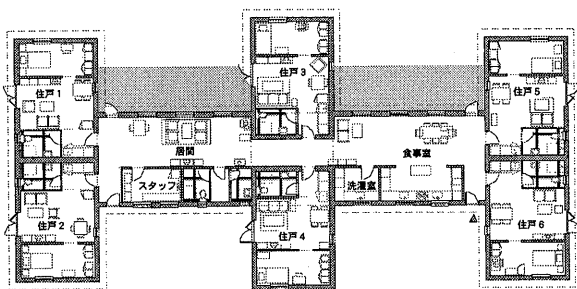


図2-8 <i>タイプの事例: dk-06 scale: 1/1500

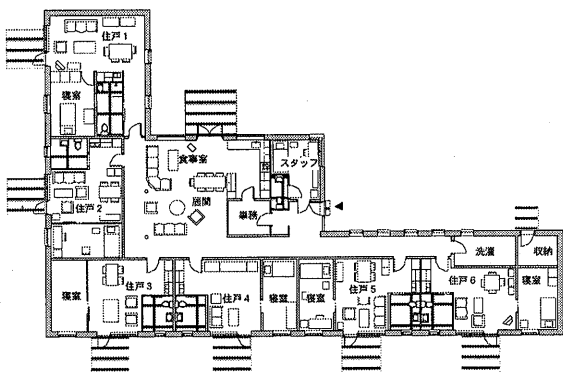


図2-9 <ii>タイプの事例: dk-02 scale: 1/1500

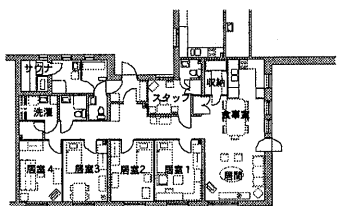


図2-10 <iii>タイプの事例: fi-10 scale: 1/1500

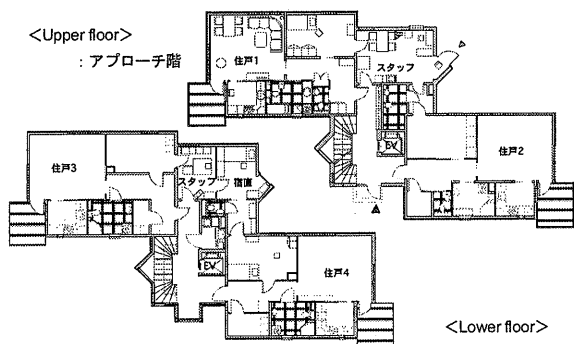


図2-11 <iv>タイプの事例: no-08 scale: 1/1500

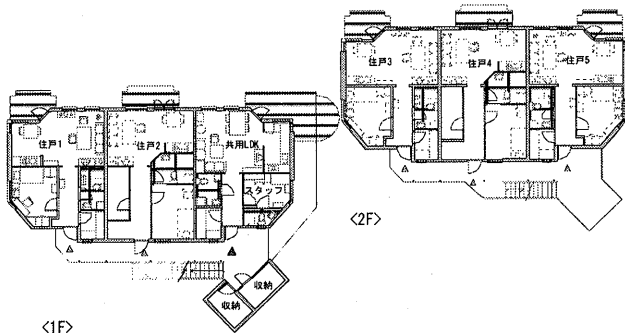


図2-12 <v>タイプの事例: no-06 scale: 1/1500

2) 対象国の特徴

スウェーデンとノルウェーは、住戸形式<IV>が多いことを反映した<v>タイプをはじめ、<iii>と<iv>を加えた住戸(居室)独立性重視の配置が支配的だが、デンマークでは混合型の<i>が過半を占め、<i>タイプも合わせると対極的に集団生活志向の平面構成であるといえる。フィンランドはこの面でも各タイプに分散している(図2-13)。

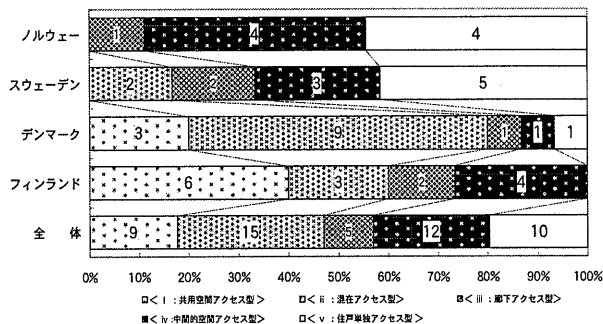


図2-13 住戸アセス形式の特徴

2.3.2 個室化および居室数の状況

一部に2人室の特殊な事例<fi-05>が存在し、あるいは、カップルでの居住がみられたが、個室化は大前提であることはいうまでもない。さらに、住居形式<III>と<IV>の場合は、居間と寝室に機能分化させた2居室化の傾向にすすんでいるといえる。むしろ、これが支配的であるというべきかも知れない。

ことに、デンマークとノルウェーでは、原則2室型に移行している。開設時期が比較的早く、行政指導に近い将来2室化予定の事例が例外として残るのみである。スウェーデンでは、2室化が厳密には適用されておらず、選択の自由度が残されている。依然1室型が中心のフィンランドにおいても、2室型が存在している。

2.3.4 住戸(居室)の平面類型

1) 住戸(居室)平面類型の規定

住戸(居室)は、居室数とトイレ・シャワーユニット(以下、ST)の配置によって平面計画上の特徴が見いだせる。これについても、以下の6タイプに分類して考察を加えることとした(図2-3)。

<A型> 居室外にSTがあるタイプ

<B型> 1室型の住戸(居室)にSTをもつタイプ

<C型> 2室型で、居間からSTへアクセスするタイプ

<D型> 2室型で寝室からSTへアクセスするタイプ

<E型> 2室型で寝室と居間あるいはエントランスの両方からSTにアクセスできる2ウェイタイプ

<F型> 2室型で住戸のエントランスの近傍にSTが配置されているタイプ

<A型>は住居形式<I><II>に対応し、<B型>

は住居形式<Ⅱ>～<Ⅳ>の1室型に対応するものであるが、これが2室型になると配置に<C型>～<F型>のバリエーションが生じる。STも考慮した住戸（居室）の平面構成について捉えることとする（図2-14）。

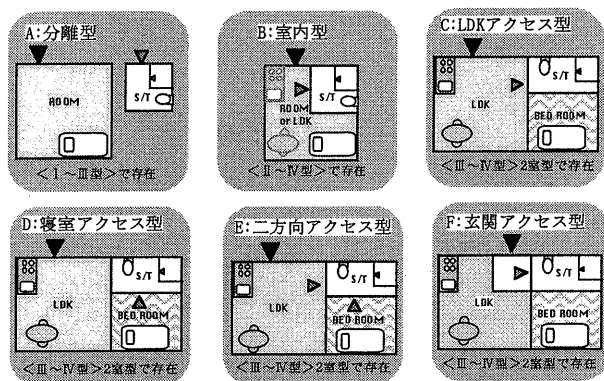


図2-14 住戸（居室）の平面類型

2) 各国別および住居形式による特徴

この点でも、4ヶ国の特徴が認められる（図2-15）。

フィンランドは、住居形式過半が<Ⅰ>と<Ⅱ>であるため<A型><B型>2タイプに大別され、寝室からのSTアクセスである<D型>は1事例<fi-09>にとどまっている。逆に、デンマークでは、この<D型>が支配的であり、3/4を占めている。

スウェーデンにおいては、住居形式<Ⅳ>の場合すべて一般的なフラット構成の<F型>であり、全体でも5割も占め、一般住戸と同様の平面構成を志向しているといえる。ノルウェーにいたっては、2ウェイアクセスの<E型>と<F型>の2タイプに収斂されており、後者が3/4にのぼる。

障害を持ち、生活のサポートが必要な居住者を考慮して、寝室からのSTアクセス<D型>が支配的なデンマークと、一部に2ウェイアクセス<E型>を併用しながら、一般住居の平面構成<F型>を主流とするノルウェーは、対照的である。また、住居形式と対応する形でバリエーションの豊富なスウェーデンの柔軟性は、高く評価できると考えられる。

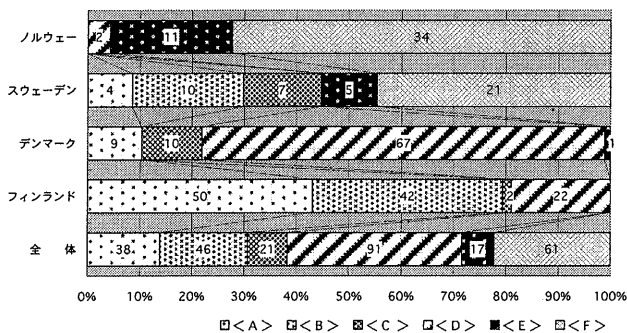


図2-15 住戸（居室）の平面類型による特徴

2.4 障害の程度との関係

本章で考察を行った室構成における住居水準の高さは、居住者の生活自立の程度とは基本的に相関はみられない。補助具歩行も困難でベッド移動、室内にリフターを装備した重複最重度障害者の居住するスウェーデンの事例<sw-07-a>は、1室構成の合理性を反映したものだが、支援の必要性に相応のケアスタッフ配置と、住居の水準確保は異なる問題であるという認識であるといえる。

3. 住居の面積水準について

3.1 グループハウジングの規模

居住者数が幅広く分布するため、住居の延床面積は、150㎡あまりから、1000㎡を大きく上回る事例までが認められた。以降、居住者ひとり当たりの面積水準で分析を行う（注7）（注8）（表3-1）。

まず、延床面積は40㎡台から90㎡台に広く分布している。デンマークでは、当初建設された住居棟とは別に、サービス棟（スタッフ室・研修室などの共用室）新設の事例が2件存在した<dk-02><dk-04>。スタッフの事務や宿泊空間は、本来の住居である居住者の領域に設置すべきでないとの理由からで、この結果いずれも60㎡台から80㎡台に規模水準が上昇している。これらを除くと60㎡台が主流である。一方、スウェーデンでは、50㎡台から70㎡台に分布し、ノルウェーになると上限が90㎡台

表3-1 対象グループ・ハウジングの面積データ

国名	コード	基本事項		全体面積 (㎡)			1人当たりの面積 (㎡)			共用/延床 ×100 (%)
		人数 (人)	住居形式	延床面積	共用面積	住戸面積	延床面積	共用面積	住戸面積	
Norway	no-01	5	Ⅳ	410.2	159.8	250.4	82.0	32.0	50.1	39.0
	no-03	4	Ⅲ	222.7	65.9	156.8	55.7	16.5	39.2	29.6
	no-04	6	Ⅳ	360.7	123.6	237.1	60.1	20.6	39.5	34.3
	no-05	5	Ⅲ	432.2	160.5	271.7	86.4	32.1	54.3	37.1
	no-06	7	Ⅳ	445.8	55.8	390.0	63.7	8.0	55.7	12.5
	no-07	7	Ⅳ	386.1	84.5	301.6	55.2	12.1	43.1	21.9
	no-08	4	Ⅲ	378.6	145.2	233.4	94.7	36.3	58.4	38.4
	no-09	5	Ⅲ	357.2	114.9	242.3	71.4	23.0	48.5	32.2
	no-09	5	Ⅲ	357.2	114.9	242.3	71.4	23.0	48.5	32.2
Sweden	sw-01-a	5	Ⅲ	433.6	143.8	289.8	72.0	23.7	48.3	47.0
	sw-01-b	1	Ⅳ	47.0	47.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	sw-02	5	Ⅳ	360.9	74.2	286.7	72.2	14.8	57.3	20.1
	sw-03	6	Ⅳ	315.0	45.0	270.0	52.5	7.5	45.0	14.3
	sw-04-a	2	Ⅲ	298.0	83.0	215.0	55.6	16.6	39.0	27.9
	sw-04-b	3	Ⅳ	298.0	83.0	215.0	55.6	16.6	39.0	27.9
	sw-06	5	Ⅲ	390.9	152.9	238.0	78.2	30.6	47.6	39.1
	sw-07-a	3	Ⅲ	377.8	130.1	247.7	75.4	26.0	49.4	34.4
	sw-07-b	2	Ⅳ	377.8	130.1	247.7	75.4	26.0	49.4	34.4
Denmark	dk-01	5	Ⅳ	314.0	47.2	266.8	52.3	7.9	44.5	15.0
	dk-02	6	Ⅲ	508.3	261.1	247.2	84.7	43.5	41.2	51.4
	dk-03-1	7	Ⅲ	1000.3	382.1	618.2	67.5	26.6	40.9	38.2
	dk-03-2	8	Ⅲ	1000.3	382.1	618.2	67.5	26.6	40.9	38.2
	dk-04	9	Ⅲ	699.5	369.9	329.6	87.4	46.2	41.2	52.9
	dk-06	6	Ⅲ	416.0	158.0	258.0	69.3	26.3	43.0	38.0
	dk-07-1	7	Ⅲ	1238.0	546.1	691.9	71.4	32.1	39.3	44.1
	dk-07-2	5	Ⅲ	1238.0	546.1	691.9	71.4	32.1	39.3	44.1
	dk-07-3	5	Ⅲ	1238.0	546.1	691.9	71.4	32.1	39.3	44.1
	dk-08	5	Ⅲ	305.0	118.4	186.6	61.0	23.7	37.3	38.8
	dk-09	5	Ⅰ	240.6	139.0	101.6	48.1	27.8	20.3	57.8
	dk-10	5	Ⅲ	330.0	130.0	200.0	66.0	26.0	40.0	39.4
Finland	fi-03	9	Ⅲ	377.8	143.8	234.0	42.0	16.0	26.0	38.1
	fi-04	5	Ⅲ	234.7	123.8	110.9	46.2	24.8	22.2	52.7
	fi-05-a	13	Ⅲ	698.9	282.2	416.7	37.6	17.6	31.3	40.4
	fi-05-b	4	Ⅰ	698.9	282.2	416.7	37.6	17.6	31.3	40.4
	fi-07-1	7	Ⅰ	734.0	522.5	211.5	52.4	37.2	15.1	71.2
	fi-07-2	7	Ⅰ	734.0	522.5	211.5	52.4	37.2	15.1	71.2
	fi-08-1	5	Ⅲ	616.0	355.0	261.0	93.2	25.4	18.6	57.6
	fi-08-2	4	Ⅱ	616.0	355.0	261.0	93.2	25.4	18.6	57.6
	fi-08-3	4	Ⅱ	616.0	355.0	261.0	93.2	25.4	18.6	57.6
	fi-09	22	Ⅲ	1849.5	1049.5	800.0	84.1	47.4	36.4	56.7
	fi-10	4	Ⅰ	155.7	105.7	50.0	38.9	27.5	12.5	67.9

まで存在している。フィンランドは、住居の領域との境界が不明な複合機能を有する事例や、共用設備規模が極めて大きいなどの特異事例を除き、40 m²台が中心で、他の2カ国と比べてその格差が甚大である。

3.2 住戸（居室）の面積水準

面積構成の内訳をみると、住戸（居室）の面積は、デンマークが基本的には40 m²/人の高水準で平準化している。スウェーデンとノルウェーでは、さらに面積水準が高く、40 m²/人から50 m²台後半の範囲まで分布している。平均値でデンマークを約10 m²上回る結果となった。これに対し、フィンランドは、10 m²台～20 m²台に分布している。前項で示した延床面積の水準が、住戸（居室）の面積にダイレクトに反映している。

一方、共用領域の面積水準の高さが、デンマークにおいて際立っているが、これ以外の3ヶ国では非常に幅の広い範囲に分散しており、計画の個性の高さが指摘できる（図3-1）。

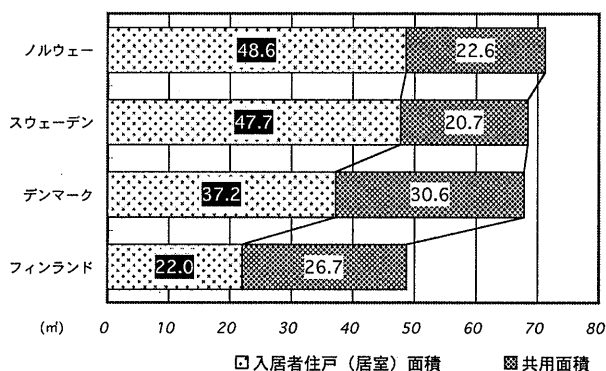


図3-1 各国の面積水準

3.3 住居形式と面積水準の相関

面積水準は、前章で規定した住居形式<Ⅰ>～<Ⅳ>との相関の極めて強いことが認められる。居住者一人当たりの住戸（居室）面積は、<Ⅰ>から<Ⅳ>になるに従い、明らかに上昇を示す。ことに、<Ⅱ>と<Ⅲ>の間に2倍以上の格差があり、大きな変局点となっている。これに対して、共用領域（コモン）の面積は<Ⅰ>から<Ⅲ>の間に大きな差異は見られず、一定値に収斂しており、むしろ<Ⅳ>で極めて顕著に減少している。このため、住戸（居室）面積に格差が大きいにも関わらず、住居（全体）面積では、<Ⅲ>が最も規模が大きく、より自立生活を志向した<Ⅳ>を大幅に上回る結果となっている（図3-2）。

住居全体の面積の中に占める住戸（居室）と共用領域の面積構成比に置き換えてみると、住居形式が<Ⅰ>から<Ⅳ>に移るに従い、住戸（居室）の構成比は顕著に増加するという傾向が、より明確に示される（図3-3）。

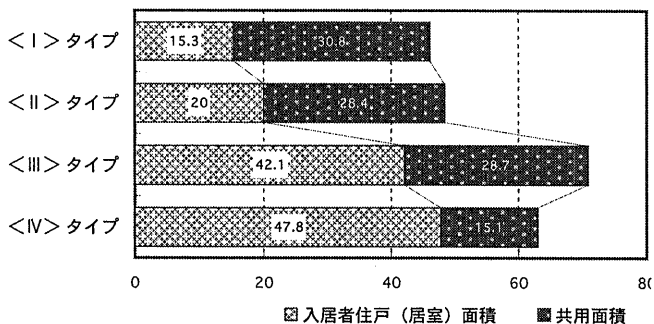


図3-2 住居形式と面積水準の相関

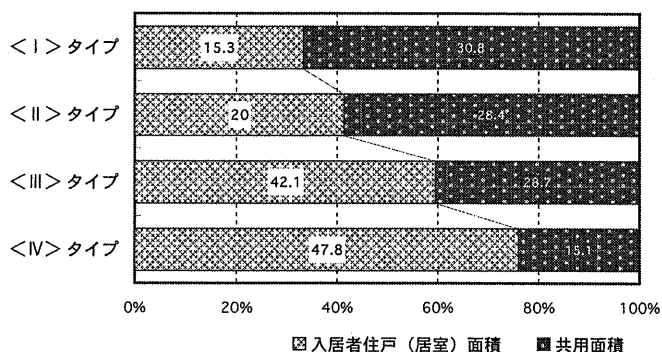


図3-3 住居形式と面積構成比の相関

4. 居住者の住生活に関する特徴

4.1 生活自立度

食事や日中活動の状況については、居住者の生活自立度に依拠する要素が極めて強いが、対象国では、人権の配慮から知的障害者の知能指数測定は行われておらず、これに代わる段階的な障害の程度を示す指標も存在していない。各個人に必要な支援内容を表す詳細な資料と、これに応じて、かつ、各国の制度に則した体制が用意されている。

概括的に捉えるならば、入所施設解体の完了したノルウェーと、これに準ずるスウェーデンでは、生活行為全面要助や24時間ケアの必要な比較的重度の障害を持つ居住者が多いといえる。デンマークは、県（アムト）単位で入所施設が残され、徐々に地域生活に移行している模様であるが、最重度者は施設生活を強いられている一方、軽度者は週2回程度の支援のある一般住居生活を促しており、その中間的にグループハウジングが位置づけられている。フィンランドは、大規模な入所施設が存続しており、地域生活を営む居住者は比較的軽度の段階である。前述のケアスタッフ数は、その反映でもあり、これが以下に示す生活の状況にもつながっている。

4.2 食事における支援と場所

平面構成は、具体的には基本的な生活行為である食事や洗面・入浴の遂行場所を規定するものである。洗面・

入浴は ST の配置，すなわち，住居形式の類型に対応するものだが，食事を「共同」でとるか，各「住戸」か，居住者に応じた「不定」であるか，選択性のある住居形式<Ⅲ>について，聴取^{注9)}をした状況に考察を加える。

原則は「住戸」で朝夕とも食事をする傾向にあるのがノルウェーである。スウェーデンでは「住戸」と「共同」に2分され，これとは別に<Ⅳ>タイプが多いことを考慮すると，可能な限り「住戸」での自立生活を図ろうとする方針が読み取れる。夕食は通常「共同」だが毎日交代で週一度は各アパートで食事を取り，自立化への移行を試行する事例<sw-08>などはその証左といえる。デンマークでは，朝食の場所として「住戸」や「不定」の事例がみられる^{注10)}が，所在地に関わらず夕食は「共同」で行われ，この点でも各住居間に共通性が強い。フィンランドも同様に，<Ⅲ>タイプであっても「共同」での生活が前提の傾向である（図4-1，4-2）。

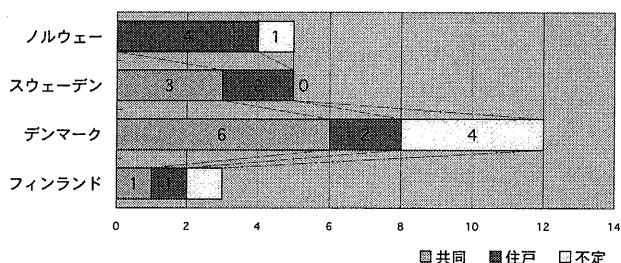


図4-1 食事の場所（朝食）

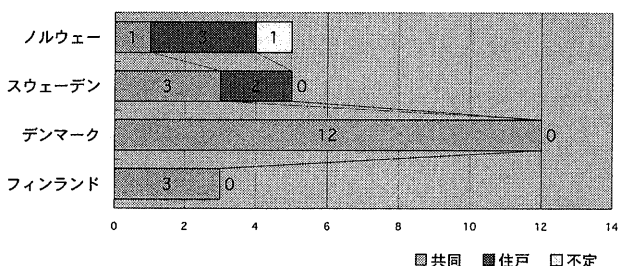


図4-2 食事の場所（夕食）

4.3 日中活動

日中活動は，全数でみるとデイセンター（以下「デイ」）へ通う約4割と「福祉就労^{注11)}」の約3割で過半を占めるが，スウェーデンでは，わずかな「在宅」を除くとすべて「デイ」利用であり，ノルウェーでは「デイ」を中心にしながら「福祉就労」と「在宅」に分散している。フィンランドはこれに「一般就労」と「学校」へ通う居住者が加わって多様性を示すのは，比較的軽度者多いことの表われであると考えられる。一方，傾向を大きく異にするのがデンマークで，「福祉就労」が中心である点が特筆され，この点でも，同国の入居者選定基準の平準性が認められる（図4-3）。また，ホームデイと称する日が，週に一度設定されており，スタッフの補助を受けながら，居住者自らが洗濯や自室の清掃などが行われているのも，デンマークの特徴である。

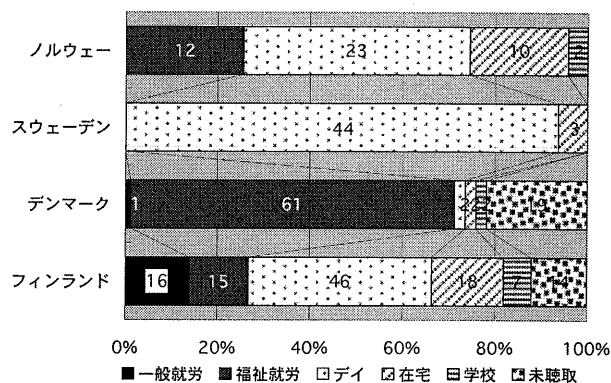


図4-3 日中活動の状況

5. 総括

5.1 北欧におけるグループハウジングの住居水準

5.1.1 平面計画上の特徴

1) 個人的領域 Private Space

基本的に全面介助の最重度者であっても，STと調理・食事機能の備えられた住戸に居住していることが確認された。その必要性は，人権尊重のためのノーマルな環境確保であり，機能的には家族や知人の来訪などに備えた社会的関係を維持するための要件と位置づけられているためである。さらに，室構成はワンルーム・タイプのみならず，2室化が進んでいることも特筆される。

2) 共用領域 Common Space

共用領域の室構成や面積水準は住居によって個性が極めて高い。しかし，平均値でみると，居住者ひとり当たりの床面積は，各項目で顕著な特徴のみられた国別や住居形式との相関がなく，一定値（＝約30㎡/人）を示すことが明らかとなった。これが，北欧共通の標準的な面積水準といえる。

3) 住居形式

上記の反映として，住居形式は<Ⅲ>タイプが主流である。わずかに<Ⅰ>タイプも残存しているが，近く消滅する動向である。<Ⅲ>タイプの場合，一般住戸と同等に近い個人的領域と，グループ・リビングのための領域が必要なため，一般住居の面積水準を上回る。この理念が受け入れられ，実現している。

5.1.2 面積水準の規定条件

その中で確認される面積水準の個性は，個人的領域の計画の相違が直截的に住居形式に反映した結果であり，これが国別の特徴となって表われている。

すなわち，住居形式<Ⅰ>から<Ⅳ>に従って面積水準が向上し，なおかつ，住戸（居室）と共用領域の面積構成比においても，住居形式と強く相関を示す。一方，共用領域の面積水準は，前述の通り一定の規模に収斂する。ただし，<Ⅳ>になると，共用部分の依存度の低さに起因して面積は顕著に減少する。従って，延床面積は，<Ⅲ>よりも小規模で成立している。

5.2 国別の特徴

5.2.1 ノルウェー

住居形式は<Ⅲ>と<Ⅳ>に2分され、面積水準は最も高い。居住ユニットも少人数で構成されており、入所施設の解体が最も早く完了し、居住者の重度化傾向が高いことに、ノルウェーではスタッフ人員の手厚さで解決していると考えられる点が大きな特徴である。従って、2室化も進んでおり、食事も各住戸で行われる傾向が強いなど、共同生活から自立生活へ移行するための環境整備を原則に計画されている。

5.2.2 スウェーデン

ノルウェー同様に住居形式は<Ⅲ>と<Ⅳ>に2分されるが、住戸平面は2室型を原則としながらワンルーム・タイプも併存している。また、集合住宅の一部を占める場合と戸建て住宅の両タイプが併存し、これは立地条件とも関連を示している。住戸アクセス形式も<ii~v>の範囲に分布し、一見多様であるが基本は住戸の独立性を重視している。さらに、同一ユニットでも住居形式や平面構成が複合している場合も多い。

2000年度末予定であった入所施設解体は、完全には実現していないがもはや例外的で、グループハウジングにほぼ移行しているため、居住者の障害の程度には幅が大きい¹²⁾。従って、これらニーズ違いは、スタッフのケアに依拠するのみならず、同一のユニットでも住居形式や平面構成を複合させ、この空間的な対応によっても許容する配慮が確認でき、強く評価できる点である。

5.2.3 デンマーク

住居形式は<Ⅲ>で戸建て住宅、住戸のアクセス形式は<i~ii>の共同生活志向の平面構成が支配的である。これは、食事場所（特に夕食）がことごとくコモンであることもとも符合している。さらに、住戸平面も、2室型のST寝室アクセス<D型>に収斂し、立地も設置年次の早い既存住宅改造型を除き、基本的に郊外型である。すなわち、住居水準は極めて高いレベルを保ち、生活のスタイルは、全国的に平準化を示している。

これは、高水準の生活を効率的に支援する合理主義の表れだが、施設入所者と自立生活者との中間に設定された入居要件の制約との関連も一因であると指摘できる。

5.2.4 フィンランド

居住者数とこれに対応した面積規模や住居形式などの空間的側面や、共同生活の傾向が強い点など、ミニ施設の要素を含みつつ、全般的に多様で個別性が強い状況である。居住者には就労者も多く、軽度中心で、原則就労要件が前提の日本と近似した段階であると判断される。従って、これからのトレンドは、必ずしも明確ではないが、先進事例やインタビューなどから推察すると、今後は他の3ヶ国に追随してゆくものと考えられる。

5.3 日本の位置づけと急務の課題

わが国における住居水準向上を図るにあたり、北欧諸国との相違点を考慮せねばならないが、まずは、成人の「自立」についての考え方が挙げられる。対象国を含め欧米においては、18歳から20歳頃までには親元を離れるのが常識化しており、障害者においても例外ではない。未婚子の親との同居率の高さに代表されるように、若者の親への依存に極めて寛容であるわが国とは対照的な状況である。これは福祉的配慮の生活支援においても、依然として保護的な対応が存続していることと無縁ではないと考えられる。好意的であるにせよ、世話人が食事と室内美化の支援を「親代わり」といえる立場で担っている傾向が広く認められる。

また、バックアップ施設の担当職員が、「先生」と呼ばれて物品の購入や外出行動などに関する許可を与える管理者的存在となっている例が、依然として存続している点も挙げられる。

ノーマルな地域生活のための「グループホーム」は、普通の生活に近い既存の一般住宅の形式を踏襲するという手法も方策のひとつではあるが、上述のような管理主義的、疑似家族的な集団生活ともいえる生活スタイルを背景に、狭小な面積水準でも成立している実態は見直す余地が大きいと考えている。

こうした現状と北欧諸国との住居水準の画然たる格差を併せてみると、制度発足時に設定された「創始期」の段階から早急に脱して、施設解体が緒についた「普及期」の現時点でこれが抜本的に改められるべきであり、また、現状での軽度者中心の居住者の自立生活移行と、重度障害者の入居の促進を前提としながら、下記の計画要件を提起したい。

- ・住居形式のほとんどを占める<Ⅰ>は、<Ⅱ>のプロセスを経ることなく、<Ⅲ>へ移行すべきである¹³⁾。
- ・このためには、戸建て住宅利用を想定した前提から、一部で試行されているグループハウジング用住居の建設への移行を、さらに促進する必要がある¹⁴⁾。
- ・面積水準は、各住戸（居室）少なくとも20㎡/人、延床面積45~50㎡/人程度が求められる。
- ・望ましくは、住戸に2居室を設けたタイプの建設も促進されるべきである。

・その上で居住者ニーズの多様性には、コモンの確保のされ方や生活集団の大小、スタッフによる個別的なケアなどで対応されるべきである。

さらに、グループハウジング用の住居建設は、単に知的障害者向けの特別な居住環境整備にとどまらない有効性を持つと考えている。近い将来においては、高齢者居住への利用も考えられる。また、より広範な居住者が想定されるコ・ハウジングとしての住宅ストック形成にもつながることになり、具現化が急がれる。

<注>

- 1) ヤン・ポールソンは、著書<参考文献 2>において、グループ・ハウジングとハウジング・グループの2タイプを規定している。前者が、数名のグループによって構成された住居、後者は住居が集合して、ひとつの住棟単位を構成するものという定義である。本稿は、この概念に極めて近い位置づけを行っている。
- 2) 現地に行政担当者に対して、調査票の記入と返送依頼を確認したが、現在まで未回収で、この6名分が不明である。
- 3) ただし、住居に固有の名称を付与している例は多くない。あくまで普通の住居に近づけるという考え方から、住所で呼称され、出入口（玄関）付近には、居住者それぞれの郵便受けと鈴が設置されているのが一般的である。
- 4) 一般には、キッチン／ダイニングとリビングスペースのあるコモンスペースを共有する4〜7名程度のグループをひとつの単位として構成されている場合が多い。この生活（あるいは支援）の単位を「居住ユニット」と呼称する。居住ユニットは極めて複雑な組み合わせで成立している場合が多い。例えば、ひとつの住居に複数の居住ユニットが設置され、なおかつ住居形式の異なる事例が存在する。また、同一の居住ユニットの中でも、複数タイプの形式をとるものが4事例認められた。
- 5) 参考文献 3), 4) を参照されたい。なお、各住戸が独立して単独アクセスできるタイプを<IV: コーポラティブ・ハウジング>と呼称し、類型に加えた。
- 6) スウェーデンとデンマークで調査対象とした<I>タイプの事例3住居は、いずれも一般住居を転用したものである。<sw-09>は、集合住宅の住居を利用して、比較的早い時期に実現した事例であるが、調査訪問は<III>への改修直前であった。また、デンマークの2住居は戸建て住宅を利用したもので、行政当局からは改善の指導が行われている。設置者自身も、その計画を持っているが、市街地中心部に立地しており、現在地の近傍に新に取得するには経済的に困難な段階であった。いずれも、両国においては稀な事例と判断される。
- 7) 本稿での考察対象は、現時点で精度の高い図面および面積データの入手できた対象31件についてである。また、棟別に独立して建設された複数ユニットからなる住居のうち、それぞれで共用部分が完結し面積算定が可能なものは、居住ユニット別に分析を行う（1.2の添え字で表記）が、これが不可能なものは住居全体で捉えることとした。さらに、住戸／居室の分析にあたり、同一の居住ユニット内でも異なる住居形式が混在する事例は、各々の住居形式別に算出し、加えて住居全体の平均値を併記して考察を行った。さらに、異なる住居形式をもつものも区分した（添字a, bで表記）。従って、ユニット数では対象37ユニット、41のタイプである。
- 8) 「知的障害者地域生活援助事業要項」では、1人用居室7.4㎡（4.5畳）以上、2人用居室9.9㎡（6畳）以上で、1居室2人を限度と定められている。これを根拠にしてわが国の知的障害者グループホームは、一般の独立住宅を賃貸で利用する場合や、これに準ずる形態のものを新築している。九州、中四国を対象とした筆者の調査では、居住者平均4.14名、延床面積は108.9㎡（26.3㎡/人）、居室は6畳が主流で、面積は約10㎡、従って、共用部分は約16㎡/人程度となる。<拙稿：参考文献5）参照> このあたりの数値を念頭にすると、北欧諸国との面積水準の違いがより明確になろう。
- 9) 食事の場所に関する聴取の際には、自由であり各個人の希望に応じて対応しているという答の返ってくる場合が多い。固定的に捉えることは望ましくないという基本姿勢がある。その上で、通常は共同か住戸で個別にとるのかを捉えた。

- 10) 北欧の食事はわが国に比べて調理の手間が軽微で品数もあまり多くない。特に朝食は、比較的自力遂行が容易であることも一因に挙げられる。
- 11) 呼称は様々である。Sheltered Working（保護就労）、Work Shop（もっぱら、授産にあたるようである）、Special Working（これらを総称した概念といえる）などを、「福祉就労」という項目に一括した。
- 12) 意図的に混在を配慮しているとは限らず、むしろ入居希望に対応しながら新規建設が行われる結果と考えられる。ケアの観点、あるいは、居住者相互の交流の側面からは、年齢構成や障害の程度はある程度近い方が望ましいとの考え方も聞かれた。
- 13) これは、イエテボリのバック地区行政担当者の指摘でもある。自分達の経てきたプロセスをたどるのではなく、結果としての現時点でのスウェーデンの住居水準や理念を、できるだけ早く実現してほしいという主旨の助言には、反論の余地がない。
- 14) わが国において建設された知的障害者グループハウジングのうち、相対的に住居水準の高い先進事例は、僅少ながら建設されている。参考文献3), 7) を参照されたい。

<参考文献>

- 1) ヤン・テッセブローほか：北欧の知的障害者，青木書店，1999
- 2) ヤン・ポールソン：新しい高齢者住宅と環境〜スウェーデンの歴史と事例に学ぶ，鹿島出版会，2000
- 3) 拙稿：グループホームの概念規定と国内事例について：知的障害者グループホームの住居水準適正化にむけた事例研究第1報，日本建築学会九州支部研究報告，第42号，pp.133-136，日本建築学会，2003.3
- 4) 拙稿：トピックス『グループ居住』（日本建築学会編「建築設計資料集成[福祉・医療]」所収），丸善，2002
- 5) 拙稿：知的障害者グループホームの建築計画における基礎的研究，日本建築学会九州支部研究報告，第40号，pp.45-48，日本建築学会，2001.3
- 6) 河東田博：スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーションー当事者参加・参画の論理，現代書館，1992
- 7) 日本建築学会編：建築設計資料集成[福祉・医療]，丸善，2002

<研究協力者>

川島 実季 大分大学大学院工学研究科博士前期課程

<謝辞>

訪問調査は現地での実に多くの方々の協力なしには実現していない。記して謝意を表したい。

Bengt Nirje, Jan Paulsson, Magnus Tideman, Susanne Bergh, Bibbi Ringsby Jansson, Miwako-Pope Yoshino <Sweden>, Oiva Antti Mäki, Marrku Väätäinen, Arto Siniluhta, Helka Liimatta, Leena Mattikka, Ilona Ainali, Hisayo Katsui <Finland>, Gitte Stauning, Tadao Chiba, Kazuko Mayer <Denmark>, Jan Tøssebro, Kari Nicolaysen, Synnøve Aga, Morten Bjørnsen <Norway>